

男鹿市公告第18号

公募型プロポーザル方式で業務の受託予定者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年5月29日

男鹿市長 菅原 広二

1 業務名

なまはげ文化魅力発信業務

2 業務内容及び提出書類

「なまはげ文化魅力発信業務委託プロポーザル実施要領」のとおり

3 業務期限

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（企画提案者となろうとする者）は、次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがされていない者であること、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 代表者及び役員等が、男鹿市暴力団排除条例（平成23年男鹿市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団又はその構成員の統治のもとにある者ではないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 本市、国及び他の地方自治体から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 本プロポーザルにおいて、他の参加表明者の構成員となっていないこと。

## 5 実施スケジュール

項目	期間
実施の公告	令和8年5月29日（金）
質問書の提出期限	令和8年6月3日（水）まで
質問書への回答	令和8年6月4日（木）まで ※受付後随時回答
参加表明書類の提出期限	令和8年6月8日（月）まで
参加資格決定通知	令和8年6月10日（水）まで
企画提案書提出期間	参加資格決定通知のあった日から令和8年6月15日（月）まで
プレゼンテーション プロポーザル評価会議	令和8年6月24日（水）※予定
選定結果の通知	令和8年6月26日（金）※予定
業務委託契約締結	令和8年6月30日（火）※予定